

平成30年北海道胆振東部地震における 内閣府(防災担当)の活動



内閣府政策統括官(防災担当)付 企画官(災害緊急事態対処担当) 駒田 義誌

1

平成30年北海道胆振東部地震への政府の対応

- 地震発生を受け、直ちに緊急参集チーム(内閣危機管理監主宰。関係省庁の局長級職員で構成。)を呼集。被害情報の収集等を実施。
- 関係閣僚会議(内閣総理大臣出席)、関係省庁災害対策会議(防災担当大臣ヘッド)を連日開催し、対応方針の協議、対応状況の共有等を実施。
- 北海道庁には政府現地連絡調整室(室長:内閣府大臣官房審議官(防災担当))を設置し、関係省庁が北海道庁と密に連携しながら応急対策を実施。

(東京)

(北海道)

関係閣僚会議

出席閣僚:内閣総理大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣(防災)、
総務大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣 等

関係省庁災害対策会議

内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府副大臣、
内閣府政策統括官(防災担当)のほか、各省庁
の課長級職員が出席

各 省 庁

政府現地連絡調整室

室 長 : 内閣府大臣官房審議官(防災担当)

構 成 員 : 関係省庁職員(指定職、課室長級ほか)
内閣府(防災担当)、内閣官房、総務省、消防庁、財務省、文
部科学省、農林水産省、林野庁、経済産業省、厚生労働省、
国土交通省、国土地理院、気象庁、環境省、防衛省
※地方支分部局のみからの派遣を含む



関係閣僚会議の様子
出典:首相官邸HP



関係省庁災害対策会議の様子

平成30年北海道胆振東部地震への政府の対応

9月 6日 3:09 官邸対策室設置
3:10 総理指示

- 1 早急に被害状況を把握すること
- 2 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと
- 3 被害の拡大防止の措置を徹底すること

6:10 内閣府情報先遣チーム 北海道へ出発

7:37 関係閣僚会議（第1回）

18:00 関係閣僚会議（第2回）（以後、9月28日まで計9回開催）

23:00 政府現地連絡調整室設置（北海道庁内）（9月28日閉鎖）

6日 北海道が179市町村に災害救助法の適用を決定（適用日：9月6日）

9月 7日 プッシュ型支援調整会議設置（以後、9月21日までプッシュ型による物資支援実施）

9月 9日 安倍総理大臣による北海道現地視察

9月10日 予備費の使用を閣議決定（約5.4億円）

関係省庁災害対策会議（以後、9月20日まで計5回開催）

9月13日 激甚災害への指定見込みを公表（第1弾）

9月14日 北海道が、札幌市、北広島市、勇払郡厚真町に被災者生活再建支援法の適用を決定（発生日：9月6日）（9月26日 道内全域に適用を決定）

9月19日 小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団を北海道に派遣

9月21日 激甚災害への指定見込みを公表（第2弾）

9月28日 激甚災害の指定を閣議決定（28日閣議決定、10月1日公布、施行）

関係閣僚会議において、支援策を決定

予備費の使用を閣議決定（約153億円 ※台風第21号に対する支援も含む）

10月17日 山本防災担当大臣による現地視察（北海道）

11月 7日 北海道胆振東部地震からの復旧・復興に必要な経費（1,188億円）を含む、平成30年度一般会計補正予算（第1号）成立

3

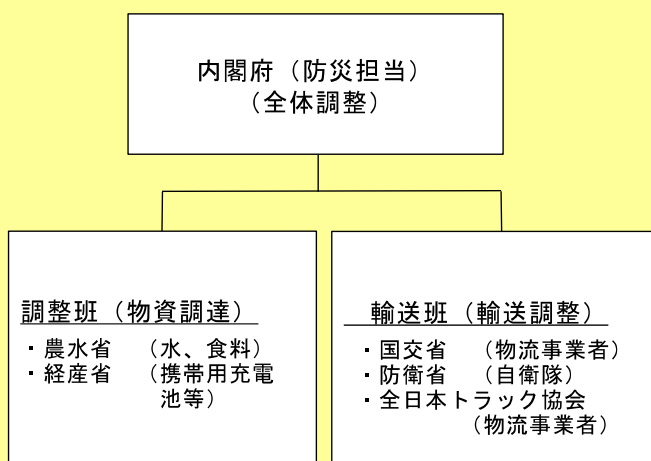
平成30年北海道胆振東部地震におけるプッシュ型支援 政府における体制

○プッシュ型支援を円滑に実施するため、9月7日、内閣府（防災担当）内に、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、全日本トラック協会からなる「プッシュ型支援調整会議」を設置。

○発災当初から、水、食料、段ボールベッド、携帯電話用充電機など避難所に避難している被災者の生活に不可欠な生活必需品を調達し、被災地に輸送。

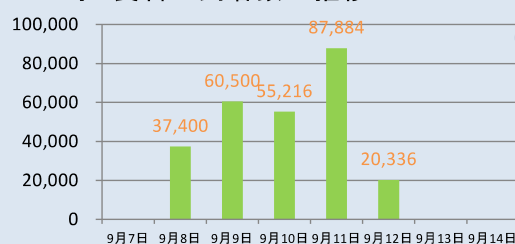
プッシュ型支援調整会議

（中央合同庁舎8号館（東京））

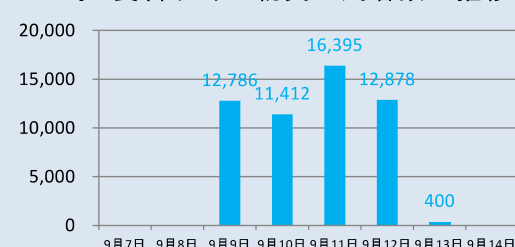


物資の支援状況

水・食料の到着数の推移



水・食料以外の物資の到着数の推移



以降、21日要請分まで継続

大規模地震・津波災害応急対策対処方針（抜粋）
平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定

6 物資の調達

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震発生時には、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が、数日で枯渇する一方、大規模地震発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- 2) このような大規模地震発生時には、国は、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する必要がある(これをプッシュ型支援と呼ぶ。)
(以下略)

(参考)プッシュ型支援の法的根拠 災害対策基本法第86条の16第2項

「指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、(略)その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。」

5

プッシュ型支援物資の一覧(北海道胆振東部地震)

○プッシュ型支援により、水、食料、段ボールベッド、携帯電話用充電機など避難所に避難している被災者の生活に不可欠な物資約33万点を供給。(9月8日開始、21日要請分をもって地域主導の調達に移行)

○ 水、飲料関係 82,296本

- ・水(500ml) 30,528本
- ・その他飲料 51,768本

○ 食料品 179,040点

○ 携帯用充電機 2,336点

○ 乾電池 15,900点

○ 寝具関係 4,456点

- ・段ボールベッド 1,400個
- ・パーテーション 800点
- ・毛布 2,256枚

○ 衣類 6,260点

○ 携帯トイレ 2,000点

○ 生活用品 32,513点

- ・トイレトペーパー 4,200点
- ・紙食器 4,000点
- ・その他(タオル、石鹸等) 24,313点

○ 暖房器具 47点

○ 洗濯機・乾燥機 各33台

○ 資材 1,645点

- ・土のう袋 1,000枚
- ・その他(一輪車、スコップ等) 645点

○ 燃料

- ・15病院に対して非常用発電機用の燃料を補給

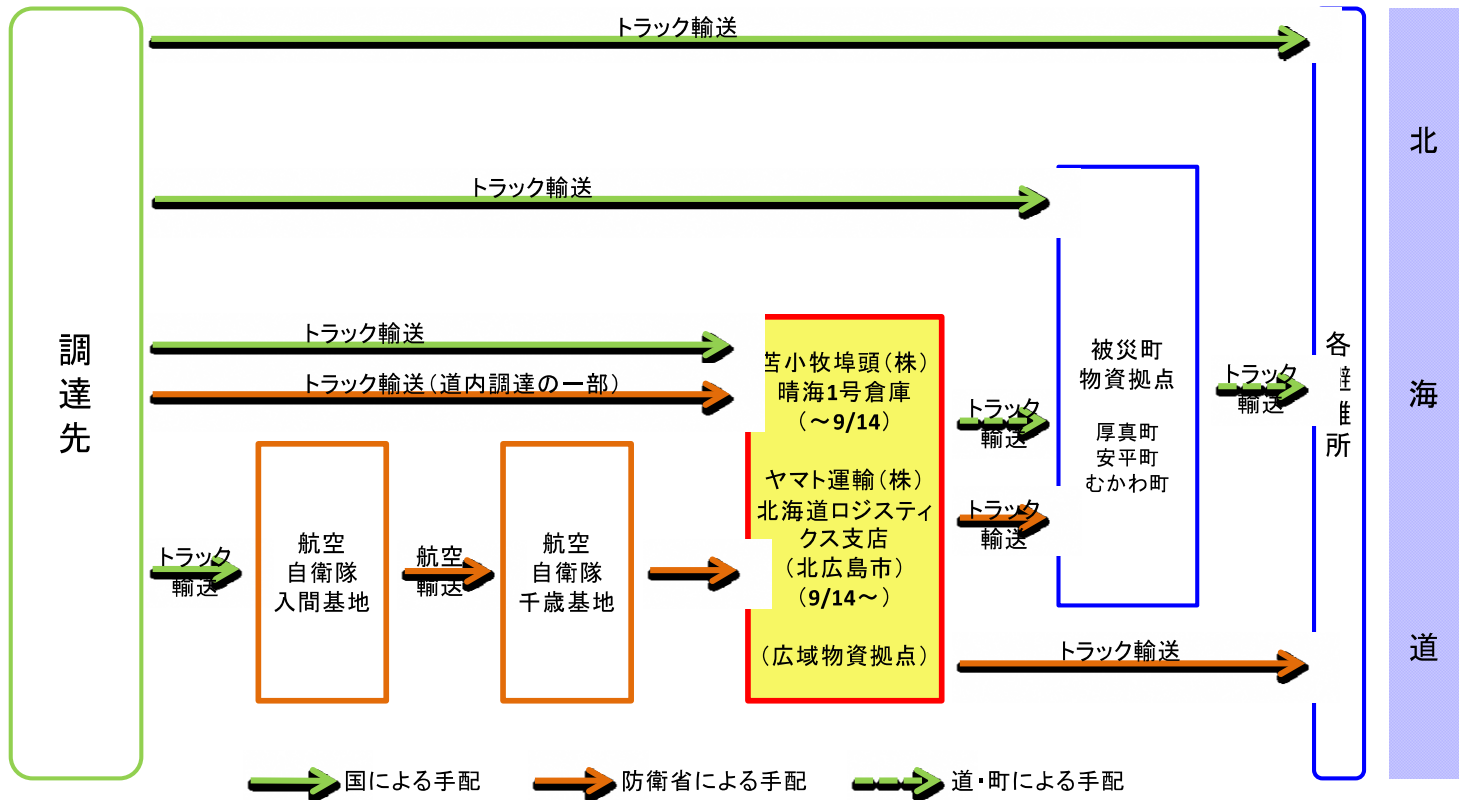
合計 326,559点

(平成30年10月5日時点)

6

プッシュ型支援の物資輸送の流れ

- 主に広域物資拠点までの輸送を国が担い、被災町物資拠点等への輸送は自治体に対応。
- 北海道内においては、停電に伴う信号機の停止により、トラック輸送の安全確保が困難な状況であったため、陸上自衛隊による輸送も活用。



7

平成30年北海道胆振東部地震における北海道庁との連携について

1. 北海道災害対策本部の組織・運営について

(評価できる事項)

- ・政府現地連絡調整室を北海道庁地下1階の北海道災害対策本部指揮室内に置くことができた。これにより、道・国・関係機関が一堂に会して調整できる環境が整えられた。
- ・北海道災害対策本部指揮室に副知事・危機管理監が常駐することにより、中央省庁から派遣された指定職級をはじめとする幹部リエゾンとの間で速やかな調整が図れた。
- ・北海道災害対策本部会議に国の機関が参加するとともに、政府現地連絡調整室の連絡会議に北海道危機対策局長が参加することで、相互の情報共有・連携が図られた。

(今後の教訓)

- ・災害時に設置される国の現地組織と道の災害対策本部の連携の強化のため、十分な執務スペースの確保、合同会議の開催等をあらかじめ予定しておく。
- ・道庁から遠方の地域で大規模な災害が生じた際の国・道・市町村・関係機関の間の情報共有・連携体制について、検討しておく必要がある。

(参考) 平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート(平成30年11月)

平成30年7月豪雨を受けた、災害対応の見直しの方向性として、
「大規模な災害発生に際しては、本府省庁から幹部級職員を甚大な被害を受けた都道府県庁等に速やかに派遣する。」こととされている。

8

2. 国による支援物資の調達・輸送に関して

(評価できる事項)

- ・北海道庁により、国から供給される物資の受入れ拠点となる広域物資拠点として、苫小牧埠頭(株)晴海第一倉庫が速やかに開設されたことで、輸送体制が早期に構築することができた。
- ・物資関係省庁のリエゾンが、北海道災害対策本部指揮室に常駐することで、道庁災害対策本部と緊密な連携を行うことができた。

(今後の教訓)

- ・家庭・企業における備蓄の普及啓発を促進する(防災基本計画においては、最低3日間、推奨一週間の備蓄を位置づけている。)
- ・北海道においては、道内での調達が困難な物資は、航空機(又は船舶)による輸送が必要となるので、避難生活に必要な物資において、道内において十分な量を調達することが困難な物資がないか、あらかじめ検討しておく。
- ・避難所の物資ニーズについて、避難所の運営支援に入った道職員の情報を災害対策本部で避難所ごとに集約するなどの情報集約体制をあらかじめ整えておく。
- ・合併により市町村の行政区域が広域になっていることを踏まえ、被災市町村から道への支援要請に際しては、特に初動期においては、本庁と支所との間の情報共有・伝達が適切に行われているか、確認する必要がある。

(参考)平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート(平成30年11月)

平成30年7月豪雨を受けた、災害対応の見直しの方向性として、

「内閣府防災担当は、避難所のニーズと必要な物資の発注、物資到着状況の確認を一元的に行うことができるよう、物資調達・輸送調整等支援システムの機能強化を行う。」こととれている。

3. 被災者への支援について(特に、住まいの確保)

(評価できる事項)

- ・3町における建設型仮設住宅について、応急仮設住宅の必要戸数確定前に一部着工(1期工事)し、被災住民の意向を把握後、2期工事を行うなど、段階的に整備する方針を決定されたことで、建設型仮設住宅の早期供給が可能となった。
- ・道庁、道内市町村及び対口支援により、3町における罹災証明書の発行等の体制が早期に整備された。
- ・災害救助法の運用について、3町の担当者に対して、内閣府の災害救助法担当職員と道保健福祉部の担当職員が直接助言を行った。

(今後の教訓)

- ・罹災証明書の早期発行(そのための被害認定調査の実施体制整備)に向けて、災害対策本部における人的支援の受援体制をあらかじめ整えておく。
- ・被災者の住まいの確保について、災害救助法担当部局と住宅・建築担当部局との連携をより強化しておくことが望まれる。
- ・災害救助法になじみの薄い市町村に対して、積極的な助言を行うことが望まれる。

(参考)平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート(平成30年11月)

平成30年7月豪雨を受けた、災害対応の見直しの方向性として、

「現地に派遣された政府職員は、被災自治体に対し、建設型仮設住宅の必要戸数を大まかに見極めた上で早期に建設に着手し、入居募集等を通じて順次意向把握の精度を向上する等、柔軟な対応が必要であることを助言する。」こととされている。